

(介護予防) 訪問リハビリテーション サンホープ笠懸 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人日望会が開設する指定訪問リハビリテーション サンホープ笠懸及び指定介護予防訪問リハビリテーション サンホープ笠懸の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、法人の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なりハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
 - 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 訪問リハビリテーション サンホープ笠懸
- 2 所在地 群馬県みどり市笠懸町鹿2646番地1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1		老健と兼務

理学療法士	同	合わせて 1名以上		老健と兼務
作業療法士	同			
言語聴覚士	同			

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士等

理学療法士等は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午後2時から午後5時30分
- 3 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、みどり市、桐生市、太田市、伊勢崎市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 利用料を徴収したときには、徴収した証明として領収書を発行する。利用料の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 3 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を

越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
10km未満	500円
以下1km増すごとに100円を加算	

- 4 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時及び事故発生時における対応、安全管理）

- 第9条 この事業のサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。
- 2 事業は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従事者に周知徹底する体制を整備する。
- 3 事業は、訪問リハビリテーションの提供中に事故が発生した場合、直ちに管理者の責任において必要な措置を取るとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他重大な事故については、停滞なくその概要を県及び市に報告しなければならない
- 4 前項の事故の状況及び事故に際して取った措置について記録するものとする。
- 5 事業は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情解決）

- 第10条 提供したリハビリテーション等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。
- 3 事業は、提供した訪問リハビリテーションに関して保険者からの質問・照会・文書の提供等に応じ、苦情に関する調査に協力する。なお、市町村等からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
- 4 要望および苦情に際しては、訪問リハビリテーション サンホープ笠懸の従業者を窓口とする。

訪問リハビリテーション サンホープ笠懸 0277-47-6118

5 前4項の他の苦情受付機関

みどり市介護高齢課	0277-76-0974
桐生市長寿支援課	0277-46-1111
太田市長寿あんしん課	0276-47-1111
伊勢崎市介護保険課	0270-24-5111
群馬県国民健康保険団体連合会	027-290-1319

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者およびその家族からの苦情解決体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業は、指定訪問リハビリテーションの提供中に、理学療法士等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第12条 事業は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(非常災害対策)

第14条 事業は、非常災害に備えるため、年2回の非常災害訓練を実施する。

- 2 従事者は、常に、災害の防止と利用者の安全確保に配慮しなければならない。
- 3 事業は、非常災害等が発生した場合であっても、必要な訪問リハビリが継続的に提供できる体制を整備しなければならない。

(ハラスメント対策)

第15条 事業は、適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 職場におけるパワハラの内容、パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、また行為者について厳正に対処する旨の方針・対処内容を就業規則に規定し、職員に周知・啓発する。
- 3 相談窓口を設け、職員に周知し、相談窓口担当者が相談内容等に適切に対応できるようにする。
- 4 発生時、事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害者及び行為者に対する措置を適正に行なう。
- 5 再発防止の措置、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、かつ相談したこと等を理由に解雇その他不利益な取り扱いをされない旨を定め、職員に周知・啓発する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6カ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業は、指定訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人日望会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。